○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定する。

平成二十四年七月九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		中欄		下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	所有者	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
洞口家住宅（宮城県名取市大曲）	昭和四十六年文部省告示第二百二十号 昭和六十年文部省告示第六十八号	・附米蔵　一棟 ・附座敷蔵　一棟 ・附味噌蔵　一棟 ・宅地　字中小路二五番一、二五番三、二五番四、二五番五、字藤木二〇〇番	洞口京一 名取市	洞口家住宅（宮城県名取市大曲）	一棟	桁行二二・六メートル、梁間一一・〇メートル、寄棟造、北面庇附属、茅葺 附・表門　一棟 長屋門、桁行一一・五メートル、梁間四・五メートル、寄棟造、茅葺、東西袖塀附属 ・馬屋　一棟 桁行一一・八メートル、梁間五・五メートル、寄棟造、背面庇付、茅葺、正面土庇附属、桟瓦葺 ・米蔵　一棟 桁行七・三メートル、梁間四・五メートル、切妻造、正面土庇附属、桟瓦葺 ・座敷蔵　一棟 桁行七・三メートル、梁間四・六メートル、切妻造、桟瓦葺 ・味噌蔵　一棟 桁行六・八メートル、梁間四・五メートル、切妻造、正面土庇附属、桟瓦葺 ・祈祷札　一枚 寶暦の記がある	洞口京一 名取市	宮城県名取市大曲字中小路二六番地 宮城県名取市増田字柳田八〇番地	宮城県名取市大曲字中小路二六番地
三角旧港（三角西港）施設	平成十四年文部科学省告示第二百十二号	・後方水路	宇城市	三角旧港（三角西港）施設	五所	埠頭 東排水路 西排水路 西端排水路 後方水路	国（国土交通省） 熊本県 宇城市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 熊本県熊本市水前寺六丁目一八番一号 熊本県宇城市松橋町大野八五番地	熊本県宇城市三角町三角浦字瀬戸
						宅地、畑、山林及び用悪水路　八、一五三・六三平方メートル 字中小路二五番一、二五番三、二五番四、二五番五、二六番、二六番一、二六番二、字藤木二〇〇番 右の地域内の住内明神及び塚を含む			
						石造、延長七五六メートル岸壁（階段付）、エプロン（係船柱付）、法面（階段付）及び斜路よりなる			
						石造、延長一五四メートル、排水口付			
						石造、延長一三三メートル、排水口付			
						石造、延長五〇メートル、排水口付			
						石造、延長八一三メートル、排水口付			